

○井神議長 通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。
尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、ただいまから、私、一般質問をさせていただきます。

質問項目については7点にわたりますので、市当局の皆さんには、誠意ある前向きな回答をいただきますことをお願いをしておきたいと思えます。また、教育関係の問題については、本日は教育委員会の委員長も同席をされておりますので、よろしくご答弁を重ねてお願いをしたいと思います。

まず、質問通告している第1点から、私の質問をさせていただきます。

岩出市の観光振興についてであります。

中芝市長は、平成28年度の施政方針の中で、観光振興を重点事業に挙げられました。しかし、具体的に何をするのか、その中身のプランについては、一言も触れておられません。まさしく絵に描いた餅にしか、このまま行けば、なりかねない実態であります。

根来周辺観光促進事業で関連して、観光拠点として、ハード面でしか取り上げられておりません。実体験を通じて、いかにリピーターをふやしていけるのか、そこに重点を置いた政策、ここが一番重要な観光振興の基本になると私は考えております。そこで、新たな観光スタイルをどうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

2番目には、インバウンド、海外客の誘致についてであります。

岩出市を訪問されている外国人の年間の人数について、現状はどうなっておるか、お聞きをしたいと思います。

また、外国人向けの体験事業、民泊施設等について、また、多言語に対応するインフラ整備、こういうものについての観光誘客に努めるべきであると考えておりますが、現状、岩出市には宿泊できる施設は十分あるのでしょうか。市の所見をお伺いしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 岩出市は、関西国際空港、大阪方面から交通利便がよく、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジの開通により、格段にアクセスも向上したところであり、今後、多くの方に訪れていただけるものと期待しています。

岩出市は、高野山など県内観光地への経由地として、積極的に観光客の取り組みを図り、旧県議会議事堂、ねごろ歴史資料館から成るねごろ歴史の丘を観光の拠点

として、最大限に活用し、岩出市全域での観光振興を図るばかりでなく、和歌山県の玄関口として、岩出から始まる和歌山県各地への観光を提唱していきたいと考えております。

次に、インバウンドにつきまして、岩出市に訪れている外国人の年間宿泊客数は、平成23年、379人、平成24年、318人、平成25年、1,034人、平成26年、1,801人、平成27年、1万430人となっております。外国人向けの体験事業につきましては、語り部を育成し、多言語対応を進める一方で、根来寺の阿字感体験や根来山げんきの森での自然体験、和歌山県植物公園緑化センターでの草花観賞など、近隣施設との連携や根来街道グリーンツーリズムでの取り組みなどを進めてまいりたいと思います。

民泊施設については、宿泊は市内宿泊施設を利用させていただいているところであり、現在のところ、考えておりません。今後、観光客の増加など必要に応じて、他所の事例も参考にしながら対応したいと考えます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。その中で、観光資源、観光振興についてですが、とりたてて、余りこれといったような内容のことはなかったと思うんですが、高野山を中心にした一乗閣、4月1日に供用開始になるという点、根来寺を中心にした観光振興をしていくんだと。京奈和自動車道のフルインターを通じて、根来、岩出におりてくる客をさらに観光発信とつなげていくという構想らしいんですが、私は、これは京奈和自動車道で、仮に根来におりても、通過地点になるんじゃないかということを懸念をしておるわけであります。

そこで、提案をしたいんですが、根来ツーリズムという、紀泉アルプスを中心にしたこの施設を大いに活用して、紀泉高原の、今、高速道路とか採石場を分断しているハイキングコースをですね、さらに、過去あったんですが、紀泉高原のハイキングコース、根来山げんきの森と連結して、南、西に行く山を利用して、そういう施設を構築したり、それから、そのお考えはあるかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、岩出市の外国人訪問者が、今、ご答弁では1万人を超えているという状況であります。宿泊する施設というのは、現在、限られておまして、ここで宿泊するということは非常に難しい状況にあるということがあります。旅館業法の関係から、民泊というものについては規制が緩くなっていくという状況の中で、そ

ういうものも取り入れていくべきではないかというように考えております。それについてもお聞きをしたいと思えます。

それから、外国人が今日本に來られて一番求められておるのは、一般庶民の生活に触れたいという思いが非常に強いというふうに聞いております。見る、遊ぶ、体験する、買う、食べる、泊まる、くつろぐ、こういう一体的な状況をつくり出していくということが大切であろうというように思えます。

また、外国の方は、いろいろなニーズを満足されるために、インターネットを利用して、W i - F i に接続できることも、これは非常に大切なツールになっているということが言われております。和歌山市においても、W i - F i をどこでも接続できるような状況にしていくというお話が出ておりましたが、岩出市においては、そういう計画があるのかどうか。もし計画がないのであれば、早急にそういうニーズに応じていくために、環境整備をやっていくべきだと考えておりますが、市当局のお考えをお聞きしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問について、お答えいたします。

まず、京奈和自動車道開通に伴って、通過地点にならないかということで、ハイキングコースとかを設定してはどうかというご提案をいただきました。現在、先ほども答弁で申しましたように、根来街道グリーンツーリズム協議会というのを泉南市、岩出市、それから大阪府、和歌山県というところで、近隣の関係事業者の方と一緒に取り組んでおるところでございます。

その中で、大阪府の農のほうの事務所でございますが、金剛山から紀泉高原を横断するハイキングコース、これをダイヤモンドトレッキングと名づけて、これの展開をしておりますので、こちらのほう、また、根来街道グリーンツーリズムの中で推奨していきたいと考えております。

それから、次に、民泊についてでございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、他所の事例も参考にしながら、今後の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

次に、一般の生活等、外国人観光客の方に体験していただくという点につきましては、これも緑化センターでございますとか、げんきの森で森林体験、森の体験をしていただきますとか、それから仏教の体験していただく、こういったことでの体験ということを考えております。また、それと同時に、泉南地域の紀泉わいわい村

ですか、そこでは、日本の昔の田舎の宿泊体験ということもできます。それから、樽井漁港のほうでは釣り堀体験、そういったこともやっております、そういう泉南市、岩出市の観光資源の発掘を現在進めておりますので、そういった形での体験ツアーというものを設定してまいりたいと考えています。

W i - F i の設置につきましては、今現在、自動販売機のほうに無料W i - F i、フリーW i - F iを設置するというものがございまして、そちらのほうの設置を進めていくように考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今までの観光振興というのは、特に、ハード面が主にあったんですが、十人十色というんですか、10の土地で10の色があるということではと言われております。それぞれに色がある、おもしろいものをそれが事業として成功して呼べるようにしていくということが、今求められておるのであります。

しかし、少なくとも普遍的な枠にだけ取り組みをして、結果として、使えない、形骸化した効果のないところに税金を投入するというのが言われておりますので、真に必要なものは何か、その道筋を住民にもわかりやすく示すこと、これが一番大切ではないかというように思っております。

一面、地域振興の中で取り上げられるのは、建物があるから、そこにお客さんが来るのではなくて、その建物から何かを学ぶ、吸収する、そして感動を得る、こういうような取り組みが大切であるわけでありまして。

そして、それがリピーターとして、多くの外国人のリピーターをふやしていくというようなことも言われてきております。爆買いから体験型の観光というのが、今、特に重要な課題になっておりますので、今回、岩出市の観光振興については、いろいろな角度から精査をしていただきまして、より多くの人々が岩出市に訪問して、そこで経済活動をして金を落としてもらおう、こういうような視点で、観光振興に取り組むべきであるというふうに考えておりますので、その点について、最後にご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

議員が言われるとおり、なかなか岩出市の観光振興、難しいです。このたび、一

乗閣、ねごろ歴史資料館、両方の建設が3月末に完成し、4月1日オープンであります。これを機会に、岩出市は和歌山県の玄関口として、岩出から始まる和歌山県各地への観光を提唱してまいります。全国から、もちろん岩出市に観光客を集め、岩出市から発信をしていきたい、そう考えております。

○井神議長 これでは、尾和議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

農業委員会法の改正に伴って、今後、岩出市の農業委員会そのものが大きく変わろうとしております。私たち、農業のあり方、農業の今後の展望について、どう進めていくのか。日本は、過去の歴史から学ぶこと、また、農耕民族であり、私たちの食文化は大変重要なものであります。

その中で、今般、農業委員会の組織、制度改正に伴って、平成28年4月1日から施行される法改正に伴って、農地利用の適正化を進めるに当たり、任意から義務へと移行されます。具体的な方針をお聞きをしたいと思います。

また、農業委員会の委員は、今まで公選制が選ばれてきましたが、この公選制が廃止をされ、市長による選任制へ移行されます。もちろん最終的には、議会の同意を得て任命となるのでありますが、現在の任期後、定数の条例化を初め、農業委員会の募集、推薦等についてどのようにされるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

今回、農業委員会そのものについてのあり方については、やはり3条、4条、5条の許認可のみの審査に伴っているというのが非常に大きな課題であります。いかに農業を振興し、農業を進めていくのか、この点に重点を置いた農業委員会そのもののあり方が問われているのではないかと、そのように思っております。市の答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

農地利用の適正化の推進、任意から義務化へについてであります。これまで農業委員会は、農地法に基づく許認可事務のほか、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止などの事務について行うことができましたが、今回の法改正で、これらの業務について、任意から積極的に取り組んでいくべき制度に義務づけられました。

次に、委員の選出方法、変更、市町村長の任命制についてであります。農業委員会等に関する法律の改正により公選制から任命制となり、市長が市議会の同意を得て任命することになります。

次に、利害関係を有しない者が含まれることに関してあります。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の構成は、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れることになっています。

次に、農地利用適正化推進委員の新設についてあります。農業委員会の委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うために、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱します。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、アウトラインを答弁いただきましたが、そこで、私が質問したかったのは、農業委員会本来の職務である点については、任意から義務になったということでもあります。しかし、一番今大切なのは、担い手の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進をいかにして進めていくのかというのが課題であります。そのためにはどのようにしていくのか、これが一番問われている点でありますので、その具体的な方針をお聞きをさせていただきたいと思っております。

それから、委員の利害関係者を有しない者に含まなければならないということがあります。それとあわせて、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこともうたわれております。すなわち、高年齢差のみではなくして、各界階層の人たちの委員を選任をする。それから、男女比率を少なくとも30から40、50ぐらいの比率にしていくことが大切だということに思っております。そういう点についてお聞きをしておきたいと思っております。

それから、今度、現在の任期以降の関係であります。今まで、議会が選任して、

議会で議決をするという手続もなくなります。当然、私の知る範囲では、各市町村の市長は、農業委員に入っていないということを聞いております。岩出市の場合は、市長が農業委員になっている。みずから選任して、みずからそこへ入っていくというのは、いかがなことかと私は思っております。これについてどのようにしていくのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、岩出市の農業者は、現在、何人在籍をされているのか。現在の任期は、いつまでなのかも、あわせてお聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の発生防止についてであります。各地区の農業委員は、現場確認活動、パトロールを行い耕作放棄地の農地所有者等への実情を聞き、後継者不足や、本人が高齢のため自作できない場合など、農地利用集積等の貸し付け事業を活用し、耕作放棄地を防ぐ役割を果たしています。今後は、J A 紀の里や農業委員が連携し、耕作放棄地の改善に努めます。

そして、農業委員の任期なんですけども、平成29年7月19日になっております。

農業者戸数については、911戸になっております。

委員の利害関係についてなんですけども、市内では、農地を所有しない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等であれば、利害関係者に含まれると考えております。

農業委員会のメンバーについては、市長、そして、年齢が偏らないという意見があることなんですけども、この件については、農業委員会に関する法律に伴いまして検討してまいります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、農業委員の構成のあり方についてですが、利害関係者を含まないということで、その点については理解をするんですが、そうすると、どういう団体からそれを選んでいくのか。それから、年齢や性別、男女比について、今後考えるということですが、具体的な方針を再度お聞きをしたいと思えます。

それから、適正化推進委員の新設についてですが、これについても、どのような形で進めていくのか、重ねてお聞きをしたいと思えます。これは農業委員を兼ねることができないという規程になっておりますので、どのような形で進めていくの

か、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 農業委員会委員の選出についてでございます。市長は、農業委員の任命に当たっては、あらかじめ、地域の農業者、農業団体等に対して候補者の推薦を求め、また、公募も行い、市議会の同意を得て任命いたします。

そして、適正化推進委員の構成であります。これについても農業委員会に関する法律に準じて、今後、検討してまいります。

農業委員会の年齢、性別、女性の登用につきましても、今後、市長及び農業委員会会長と検討してまいります。

○井神議長 これで、尾和議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、情報公開に関して質問をさせていただきたいと思います。

情報公開の公有・共有、現在の課題として、まちづくりの基本は、その主体である市民がみずから考え、行動することにある。そして、市民がみずから考え、行動するためには、行政に関するさまざまな情報が市民に十分提供され、理解される必要があると言われております。

情報公開制度は、行政機関が持っている情報をさまざまな方法や手段で市民に提供することにより、行政の公平な執行や市民の信頼の確保を図り、もって市民参加による開かれた行政を推進していくことが大切であります。そのためには、請求による情報公開のみならず、積極的な情報提供が必要であると私は考えております。

また、誰もが情報を手に入れることができるような基盤整備をすべきであります。そして、市民に公開している地方自治体は、情報公開条例に基づく開示請求はそれほど多くなく、情報公開条例が十分市民のニーズに役立っているとは思いますが、現実にはそうになっておりません。情報公開の対象として、議会や外部団体などについても情報公開を求める動きが見られます。

地方自治体の情報公開は、これまで財政情報の中でも、予算・決算については、地方自治法96条に定めるところの議決事件であり、議会で議決することが定められていることから、制度上は情報の提供が行われてきていません。しかし、議決事件に当てはまらないまでも、その他の政策情報や財政情報については、的確に市民に情報の提供を行っていかねばなりません。

また、議決事件の予算・決算であっても、一般的に、誰でもわかりやすい形で公開されて、数字だけの掲載のみではなく、どのような意味をあらわしているのか、また、難解な行政の専門用語が羅列されていたりするなどすれば、市民の情報を得る機会をそぐことになることは言うまでもありません。

情報公開に当たっては、我々は常に謙虚でなければなりません。市民に多くの情報を知っていただき、市の行政のやり方についても、具体的に、今、何を行政はしているのか、それを常に見ることができるとしていくことが大切であろうと考えております。

そこで、岩出市の現状を鑑みて、今の岩出市の情報公開について、私は、問題が多々あると思います。その問題を解決するためには、岩出市の一部に、例えば、1階の喫煙コーナーのところを改装して、岩出市の情報公開コーナーとして、そこに一手に集中して、誰もが閲覧することができる、そういうようなスペースを早急に構築していくべきではないかと考えております。

その中には、現在、岩出市の原課で置いているパンフレットや資料等についてもカウンターの上に置いておられますが、私は、非常に市民の立場から言うと、書類が多くて、話行っても書類を避けながら話をせざるを得ないと、こういう状況は決してよくないと思っております。

そういう意味では、総務課あるいは福祉関係、事業関係、全ての情報できるコーナー、パンフレットや啓発できる資料については、1カ所にまとめて、そこで自由に市民が持ち帰ることのできる資料と閲覧できる資料と、そういうものに分けて設置をすべきであると、そのように考えておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、情報公開に関してについて、お答えいたします。

1点目の現行の問題点及び課題についてでございます。

岩出市では、最近、特定の者による頻繁な公開請求などにより、情報公開請求の件数が増加の傾向にあります。このことに伴い、職員の通常業務が停滞し、多大な労力とコストがかかることが問題となってございます。他の自治体におきましても、営利目的の請求や大量の請求など、公開請求する権利の乱用が問題となっており、乱用的な請求を許否する旨の規程を設けたり、手数料を徴収する自治体などもあるようです。岩出市におきましても、乱用的な請求があった場合の対応

が課題であると考えてございます。

次に、2点目につきましては、現在、閲覧可能な情報については、各担当課のカウンターに設置するなど、閲覧をしていただいております。また、市ウェブサイトや広報紙などでも積極的な情報の提供に努めているところであり、現在のところ、コーナー設置の考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まことに後ろ向きな答弁、市長、どう思いますか。

私は、各地方自治体の窓口に行って、近畿圏でありますが高槻、大東、それから枚方、大阪、西宮、泉大津、堺、全ての市町村、和歌山市においても当然ですが、情報コーナーセンターを設置をして、そこに全ての今持っている市の情報を集約して、そういうコーナーを設けて、自由に見ていただく、自由に閲覧していただく。それから、あるいは審議会なり教育委員会の会議の内容、これら全てについて閲覧できるコーナーを設けて、各自が請求する場合は、各自でコピーをして、これは10円要るわけですが、その必要なところをコピーして持ち帰りができるというようなところが多く設置をされております。

そういう意味では、情報をいかに市民に知らせていくのか。今の総務部長の答弁では、情報を営利目的とか乱用されているんだと。だから、これは制限するんだと。後ろ向きの答弁と言わざるを得ません。

市民は知りたい情報をいつでも見れる、これが一番大切であり、それに対して、行政は説明責任を果たしていく。まさしく、これこそ市民との間のコミュニケーションであり、このことをしない行政は、現代の流れからおくれをとるという状況にならざるを得ないと思います。

その点については、全国の市民オンブズマンが全都道府県を対象に、情報公開ランキングを発表しましたが、一番上位は北海道で、2番目が札幌市でありました。この情報公開制度の目的は、公平で透明な行政の推進、行政への市民参加の促進、行政運営に関する市民の監視機能、市民生活の充実などが主な目的であり、今の部長の答弁は、全く時代の流れに逆行する答弁と言わざるを得ません。

岩出市民に対して、もっと多くの情報を提供して、そして、その中から市民と市民の判断を求める、そういう姿勢がなければならないと考えております。

再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

情報公開の件でございますけども、先ほども私答弁させていただいたように、各課に配置しております閲覧可能な情報については、各担当課のカウンターに置いて配備をしてございます。それを閲覧することができます。

尾和議員おっしゃるようなコーナーの設置についてでございますけども、コーナーに大量な情報を集めることによって、逆に、市民の方が検索するのに難しくなる、こういうことも考えられます。そういうふうなことも鑑みしまして、現在のところ、コーナーの設置は考えておりませんということであります。

それから、情報については、市のウェブサイトであるとか、広報紙などでも積極的に情報の提供に努めておるところでございます。

- 井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 再々質問を行いますが、全く時代に逆行する答弁でありますので、これ以上言うても、岩出市の体質というのは変わらんのかなと思いたしますが。私は、こういう情報については、市民の財産であるわけです。あなたたちのものではないんです。市長のもんでもなし、執行部の部長のもんでもないわけです。そういう資料は、市民が見て初めて判断をすることができる。そういう立場で、今後も情報公開については、公開度を上げていく、そういう取り組みを積極的にやるべきだということを強く求めておきたいと思いたします。

- 井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

情報の公開については、先ほど来から答弁しているとおりでございます。なお、情報の不明な点がございましたら、総務課にご相談いただければ、担当課にご案内をさせていただきたいと存じます。

- 井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

道路工事についてであります。

道路整備について、施政方針の中で、市道押川根来線に関して、中芝市長は、事

業箇所が山間部であることから、難工事が続いておりますが、本年5月末の全線完了に向けて取り組んでまいりますということをご述べられました。しかし、当初の予定は4月供用開始であったと思っております。なぜ、率直におくれたことを言わないのか疑問であります。私が気づいたのは2月の初めごろであったと思うんですが、のり面が大きくえぐられ、泉佐野岩出線から北進していきますと、崩れて崩壊している箇所が目にとまりました。私の目を疑ったんですが、あれは崩壊しているなということを知ったのは、現地クリーンセンターから回って、火葬場に行き、見た現場であります。まさしく、目測で、幅30メートルから高さ30メートル近いところが崩壊をしておりました。

そこで、この工事について、3点お聞きをしたいと思います。

崩壊したのはいつで、その原因は何なのか、復旧工事の予定とその費用は幾らかかるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

それから、これとは直接関係ありませんが、岩出市内の道路管理について、道路管理システムを構築して取り組む必要があるのではないかなど。土木課の職員のみでは、1人の目より2人の目、2人の目より3人の目で道路の状況を見ていく。これは非常に大切なことでもあります。私たち市民も、道路の陥没やそういう異常が発生したら、すぐ担当課に連絡できるようなシステムづくり、これが求められているように常々感じております。

住民の人の協力を得て、日常的に、側溝のグレーチングの脱落、路面の凹凸などを身近にお住まいの人からの情報を受ける体制を構築して、大きな災害にならないために防止対策をつくっていく、そのことが大切やと思っておりますが、岩出市の、いわゆる通称岩出市道守くんという形で、各地方自治体で取り組んでおる名称を使いましたが、そういう制度を活用していく考えがないのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 道路工事に関してのご質問にお答えします。

道路工事について、崩壊したのは平成27年10月26日です。

原因についてであります。当初計画において、社団法人日本道路協会発行の道路土工一切土工・斜面安定工指針に基づき、のり面の水平距離で30メートルから50メートル程度の間隔でボーリング調査を行うこととの記述から、当該のり面の水平距離が最大35メートルで、おおむね一律の勾配斜面であり、過去に地すべりが起こった形跡もないため、当該計画のり面の最上部と最下部で地層の厚みを確認する

ため、2本のボーリング調査を実施しました。

このボーリング調査結果により、崩れやすい岩層である強風化砂岩が表面から約2メートルの厚みで一律に分布していると推定していましたが、崩壊後、新たに当初ボーリングの中間部で、2本のボーリング調査を実施したところ、表面から、最大約8メートルの深さまで強風化砂岩が分布したことが判明し、切土のり面を抑えるロックボルト径19ミリの鉄筋が、支持層の岩盤である軟岩Ⅰまで挿入できていなかったことが崩壊の原因であります。

次に、復旧工事の予定とその費用についてですが、今回ののり面崩落に伴い、工法をロックボルトからグラウンドアンカーに変更し、6,137万2,080円の増額を行っています。また、工期については、3月17日に繰り越しの承認をいただいたところであります。現在は、変更した工法により早期完成を目指し、再度の崩落がないよう、安全管理を徹底して、慎重に工事を進めているところです。

次に、道路管理システムへの取り組みについてであります。本市の道路管理については、道路パトロールによるものや住民の方からの連絡などをもとに、現地確認と対応を実施しています。

なお、通告にあります道守くんは、京都の大学で開発中の道路管理システムで、ウェブ上の地図を使って、位置情報を持ったデータを総合的に管理加工し、高度な分析と迅速な判断を行えるとのことで、都道府県レベルの面積を持った管理者に有効であると考えられます。

本市の道路管理につきましては、市民ニーズに対して、既存の住宅地図等で十分迅速に対応できていることから、このようなシステムの導入は考えておりません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。このような崩壊の事故が起きた原因については、いわゆるどこが責任なのかということが明確に言われておりません。いわゆる岩盤部分が当初の設計の段階で、さらに砂岩があって、奥に岩盤部分があったということであります。当初の岩出市の税金を使ったのは約8,000万円だと記憶しておりますが、さらに6,100万円も市民の税金を上積みして使っているわけですよ。その責任は誰にあるのかと。設計段階なのか、それとも施工段階なのか、これを明確にしない限り、二度とこのような事故が起きないとも限らないわけであります。

それを明確にして、次の作業にする、これが教訓にするということが大切やと思うんですが、アンカーピン、アンカーボルトとも言われますが、岩盤に届いたとい

うのが届いてなかったということですから、施工なのか、いわゆる設計ミスなのか、これについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、道守くんの問題であります。これは私は、長崎県なり、それから、今言われました京都でそういうことが行われ、県段階ではいい方法だねというんですけども、決して県段階じゃなくして、市町村段階でも、これは活用できる1つのツールだろうと。大きなことを市民の皆さんに求めるのではなくして、市民の声を上げていく。そして、このところ、おかしいよねということがあれば、そこに連絡をしていく。そういうようなシステムづくりをつくっておればいいのではないかなというふうに思っております。

長崎県の、これは資料なんです。長崎県では470人の道守くんをつくって、インフラの管理や安全、住民の力を活用して、去年は149件通報があって、事前にそれを改善したと載っております。技術的な土木施工の主任とか、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸線とか架橋とかいろいろありますが、ただ、身近なところで起きている現象、それを挙げていくということは、決して、そんなに困難なことではないと思います。

今でも、市民の皆さんが土木課に連絡をして、その都度、改善されていると思うんですが、そういう役割を担う人を岩出の中でつくっていく。そういうことが求められているのではないかと思います。再度お聞きをしたいと思います。

「・・・（通告外の発言）・・・」

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、設計段階のミスか施工段階のミスかというご質問ですが、先ほどもお答えしたとおり、設計時においても、施工においても、基準書どおり行っておりますので、ミスがあったとは考えておりません。

それと、6,137万2,080円が丸で無駄になったかのようなご質問であったかと思うんですが、これにつきましては工事の変更請負額は1億4,917万7,160円となっておりますが、設計当初から崩れやすい岩層である強風化砂岩が表面から最大8メートルの深さまで分布していることがわかっておれば、工事費は1億3,905万5,400円となって、その差額は1,012万1,760円となります。

それから、道守くんですが、私、勉強不足で、長崎県のものは存じてないんですが、京都道守くんに関しては、先ほど言いましたとおり、非常に高度なシステムで、お金もそれなりにかかると思われます。本市の場合は、住民から多数の情報が寄せられるんですが、その都度、住宅地図等で迅速に対応できていますので、このようなシステムは必要ないと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、事業部長は、当初の予算では幾らで、今回の補修で6,100万かかった。合計、全体では安いんだと。いわゆる軟弱な砂岩がありながら、設計の段階でそれをなぜ精密な設計をしないのか、私はそこを言っているんですよ。

結果は、崩壊をしたわけでしょう。崩壊をするような軟弱な地盤があったということ認識しておきながら、それをもっと具体的に、そういうことが起きないようにするためにしておけば、当初の金額で工事が終わっているはずですよ。供用開始も4月初めからできるわけですから、そのことを市は責任を感じないのかということ言っているわけですよ。再度ご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

決して当初からわかっていたものではありません。最初の答弁したとおり、基準書に基づいて、30メートルから50メートルの間隔でボーリング調査を行うこととなっておりますので、当初は2本のボーリングしかしておらなかったと。それで、深い、最大8メートルまでの強風化砂岩がわからなかったと。崩れた後に、再度調査してみたら、それが初めてわかったということです。

それと、当初の金額でできておったということですが、そうではなくて、当初から8メートルの深さがわかっておれば、1億3,905万5,400円必要だったということです。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

貧困問題についてであります。貧困や生活の困窮、高齢化世帯や非正規雇用世

帯、ひとり親家庭、子供の貧困など、あらゆる世代に広がっております。また、要因も複雑化しております。厚生労働省の国民生活調査によりますと、日本の総体的貧困率は、2012年で16.1%、OECDの最新統計でも、日本は16%、加盟国34カ国中ワースト6位であります。日本では6人に1人が、年間122万円未満の低所得の暮らしを強いられており、経済格差にあえぐ貧困層は確実にふえております。

先般、18歳の子を持つお父さんから、大学に入学したんだが、入学金がない、どうすればいいのかという相談を受けました。私は、社会福祉協議会へ相談に行き、必要な手続を行うよう、窓口の紹介をさせていただきました。身近な問題として、この貧困問題、今、クローズアップされ、全国的にも問題を多く抱えている課題であります。

そこで、岩出市において、過去3年間の市内小中学校の要保護児童生徒数、人員、保護率、うちひとり親世帯、それから、過去3年間の市内小中学校の準要保護児童生徒数、要保護生徒の高校、大学等への進学率をお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、貧困の連鎖を防止することについて。

生活困窮者自立支援制度における市生活支援センター事業について。

岩出市において、利用者の相談受け付け状況、年齢構成、男女比、相談内容、ここについてお聞きをしたいと思います。

3番目に、今後の対策であります。厚生労働省人口10万人当たり、月20件の目標を設定して、厚生労働省は訪問して相談するといった掘り起こしが十分でないとの分析をしております。

そこで、岩出市においては、相談実績の向上や総合的サービスをワンストップで提供できる体制の確立など、今後の対策についてどうされるのか、お伺いをおきたいと思っております。

それから、任意事業ではあります。学習・就労支援、生活困窮者への支援について、お聞きをしたいと思います。

それから、教育問題についてお聞きをしたいと思います。

学校における子供と向き合う時間の確保についてであります。公立小中学校教職員の超多忙化により、子供と向き合う時間が十分に確保されていないとの意見が相次いでおります。しかし、平成32年度の英語の教科化による授業時間の増加、防災学習やお金の使い方など、教育の増加や教員の外部講師による各種研修などがふえ、トイレに行く時間もとれない状況になっております。また、帰宅後、翌日の授業の準備のために夜中まで仕事を行い、まともに布団に寝ることができない教職員もい

ると聞いております。

私は、それを改善するために、5番目に、現在、帳簿の簡素化等について、現在、どういう帳簿があり、その帳簿の簡素化について、お伺いをしたいと思います。

指導要綱の電子化や学習指導計画案を数字管理簿にしたり月案にするなど、簡素化して、子供と向き合う時間をふやすべきだと考えておりますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

6番目に、部活動に関する指導についてお聞きをします。

中学校などの部活動の顧問を務める教員の多忙の問題を改善しようと、若い先生らが、教員に部活顧問をする、顧問をしない、選択権を求める全国の署名が約2万2,000人集約されて、各県の段階でも、部活動に関する情報交換で、土日のいずれかを休業日にするなど働きが強まっております。ある市では、市教委が週に一度の休業日を設けることを啓発するポスターを掲示し、部活動の過熱化の抑制を求めています。

文科省の調査では、中学校教員の9割以上が部活動を担い、一昨年に発表されたOECDの国際教育指導要綱調査でも、日本の中学校教員の部活動に要する費用は、3カ国中、平均の3倍以上であるということをおっしゃっています。中央教育審議会でも、昨年の暮れに、部活を支援する教職員以外のスタッフ、部活動指導員の制度化を答申し、文科省は、学校職員として法令に位置づける方針を検討し、部活指導の負担軽減について検討をしております。

岩出市の部活動の負担軽減の取り組みについて、どのようにされているのか、お聞きをいたします。

7番目に、労働教育、いわゆるワークルール教育の推進であります。

ブラック企業が横行する中、労働者や使用者に労働法などのワークルールを身につけ、ワークルール教育推進法案が超党派の議員で今国会に提出を検討され、日本労働弁護団もワークルール教育の推進に関する法律を発表しております。ワークルールに関しては、中学校を卒業しますと社会人になり、その中で労働トラブルが多く発生して、高校生や大学生のブラックバイトの問題や社会問題になっております。これらの問題について、義務教育の段階からワークルール教育の必要性が高まっていると考えております。

岩出市においての方針をお聞かせください。

8番目に、最後に、働く人の権利を守る学習の推進であります。

児童や生徒の発達段階に応じて、学校での授業やキャリア教育、経済教育の中に

働く人の権利を守る学習の機会を設けることを検討すべきであると考えております。市の所見をいただきたいと思います。

できましたら、教育委員長のほうから総括的な答弁をいただき、その後、よろしくお願いをいたします。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の貧困に関する1点目、子供の貧困に関してお答えします。

過去3年間の要保護児童生徒数は、平成24年度4名、保護率は0.07%、要保護児童生徒4名のうち、ひとり親世帯対象者は4名でございます。平成25年度、同様に3名、保護率は0.05%、ひとり親世帯3名、平成26年度、6名、保護率は0.1%、ひとり親世帯対象は6名となっております。

次に、過去3年間の準要保護の児童生徒数ですが、平成24年度、704名、平成25年度、679名、平成26年度、644名です。

次に、要保護生徒の高校・大学への進学率ですが、平成26年度では高校へは2名中2名、進学率100%、大学等へは5名中2名で、進学率40%となっております。

次に、ご質問の5点目、諸帳簿の簡素化等につきましては、指導要録等を書面に変えて、電子的記録とすることは可能であります。原本の改ざん防止や長期保存等への対応、また個人情報保護等の観点から、強固なセキュリティー対策を要するため、現在のところ、導入は考えてございません。

次に、6点目の部活に関する指導ですが、学校において教員1人だけの負担とならないよう、チームで対応したり、外部指導者により負担の軽減に取り組んでいます。

次に、7点目の労働教育、ワークルール教育の推進及び8点目の働く人の権利を守る等の推進につきましては、学校教育において、公民分野などで発達段階に応じて、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた必要な能力を育むためのキャリア教育に取り組んでいます。

特に、本市におきましては、中学2年生時に、家庭・地域社会が連携協力して、職場体験を3日間実施しており、働く体験を通して学ぶことや働くことのとうとさを実感させ、学ぶ意欲を向上させています。また、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質、能力、態度を育てることで、望ましい勤労観、職業観を育てております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の5番目、貧困についての2点目から4点目について、一括してお答えさせていただきます。

生活困窮者自立相談支援事業として、平成27年度の相談件数は、2月末までで8件でございます。年齢構成についてでございますが、20代が1人、40代が4人、50代が3人となっております。男女比については、男性が4人、女性が4人でありませぬ。相談内容としましては、個人情報保護の観点から、詳細には申し上げられませんが、主に安定就労についてのご相談でございます。

それから、今後の対策についてでございますが、これにつきましては、現行制度の中で対応していくということになります。

任意事業につきましては、現時点において、他市の動向を注視していくということで、当面は相談支援等必須事業の充実に努めていきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 貧困問題であるんですが、ご答弁いただいた中で、人員についてはわかったんですが、ひとり親の世帯数とか保護率、これについてご答弁がありません。再度伺いたいと思います。

それから、要保護・準要保護児童、これについては、25年度事業対象、岩出市教育委員会平成26年度の資料で読ませていただきましたが、小学生で386名、中学生で295名ということであります。今、ご答弁を見ますと、かなりふえていると。数字はちょっと今控えを忘れましてわかりませんが、これらの児童に対する支援、どうしているのか。

この支援の内容について投書をいただきました。投書の中で、小学校を卒業して中学校に入る場合に、義務教育なんです、中学校へ入るときに、ジャージとか制服とか買うのに、約9万円からかかるんだと。小学校から第一、第二中学校に入るのにかかる費用が、全部合わせて9万近くかかると。これについて何とかしてほしいよ。

卒業生にとっては、制服も買えないという状況の中にもありますので、私は、一面提案をしたいんですが、中学校を卒業されて、もう中学校の制服はお使いにならない。妹さんがおられたら別なんです、弟がいたりする場合はね。そういう場合に、制服を新しく中学校に入る人にリサイクルして譲っていったらどうかと。着

れないものは別にして、そういうような手だても、教育委員会のほうで1つの案として、要らない衣服があったら学校におさめてくださいと。それを活用していくとか、こういうような1つの提案なんですけども、そういうような形にして、要保護・準要保護児童に対して手当てをしていくことも大切ではないかと思えます。

それから、部活あるいはワークルール、働く人の権利の問題、これについては、この指導要綱、管理、評価、一言も触れてないんですね。ぜひ、教育委員長、この総括の中で、今年度の方針の中にうたっていただいて、1つでも2つでも、児童の将来のためにもそういうような教育を掲げていただきたい、そのように思いますが、お聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長　しばらく休憩いたします。

午後1時20分から再開します。

休憩 (12時05分)

再開 (13時20分)

○井神議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長　労働教育やワークルール、働く人の権利を守る教育の推進についてであります。学校教育については、毎年度作成する岩出市学校教育の指導と方針をもとに、学校教育が進められております。

その中に、これまでも時代に即した教育の推進として、キャリア教育の推進を掲げております。加えて、来年度は主権者教育の推進も掲げ、学習指導要領にのっとりこれらの教育を進めてまいります。

○井神議長　教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

教育委員長が3点目についてお答えしましたので、再質問の1点目、要保護児童生徒のうち、ひとり親家庭の児童生徒についてお答えいたします。

平成24年度、要保護児童生徒4名中、ひとり親家庭の児童生徒は4名です。同様に、平成25年、3名中3名、平成26年、6名中6名となっております。

再質問の2点目、貧困に対する支援、入学準備等についてであります。経済的支援としまして、就学援助制度があり、その中にも新入学用品費が含まれてございます。また、制服、体操服等の寄贈について触れられておりましたが、両方の中学

校で一部対応してございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。教育部長のほうから要保護・準要保護児童について4名ということであったんですが、先ほどの答弁も関連するんですけれども、26年度の資料によりますと、小学校では386名、中学校では295名の要保護・準要保護児童がいてるということをおっしゃっているんですが、これと今の答弁とは食い違いがあるのではないかと思います、それとあわせて、学習支援のほうはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 まず、人数関係についてであります、私がお答えさせていただいたのは、要保護児童生徒についてお答えをさせていただきました。ちなみに、準要保護世帯のひとり親家庭につきましては、平成24年度、656名、平成25年度、625名、平成26年度、607名となっております。

それから、2点目の学習支援につきましては、各学校で放課後の補充学習を行っているほか、中学校では土曜学習教室を開催して、特に低学力の生徒に対応してございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出第二中学校の自死についてお聞きをいたします。

新聞報道によれば、これは教育長が12月の議会で報告されたのに関連するんでありますが、岩出第二中学校4階非常階段から2年生の女子生徒が転落したと。その後、この女子生徒は亡くなられたという実態であります。市教委として、同校から女子生徒に関する、いわゆるいじめやトラブルの報告はなかったということになります。

私の知る限り、学校内での施設で自死する事件は、今まで聞いたことは過去ありませんでした。この地においても、今、全国で起きている事件同様、発生していることに衝撃を受けていると同時に、父兄の間でも他人ごとではないと言われております。この機会に、行政として、議会としても、この一翼を担う問題に対して、真剣に取り組む必要があると私は強く思うのであります。

そこで、岩出市教育委員会に対して、以下の点について質問をさせていただきます。

まず、その事件の経過と原因及び要因は何だったのか。3カ月が経過しておりますので、まとめられていると思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、施設内において起きた事件に関して、その責任をどう感じておられるのか。

3点目は、岩出中学校の対応について、どのようなことをされてきたのか、その後の対策についてお聞きをしたいと思います。

それから、4番目に、この女子生徒に対する賠償問題について、市の責任の関係についてであります。どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員ご質問の6点目の岩出二中の自死について、総括してお答えします。

昨年12月11日、岩出第二中学校で発生した女子生徒の転落事故については、事故発生時には意識はあったものの、医療機関等の懸命な救命処置にもかかわらず、12月18日、とうとい命が失われました。

学校現場で生徒の命が失われるといった、あってはならない事故の発生に対し、今後、安全安心の教育の推進に向け、学校、家庭、市教育委員会、関係機関等が密接に連絡し、対応してまいります。

詳細につきましては、教育長からお答えします。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の6点目についてお答えします。

まず、1点目の経過と要因分析ですが、昨年12月11日午前7時20分ごろ、岩出第二中学校北校舎、西側非常階段4階踊り場から女子生徒が転落するのを市民の方が発見、学校に通報し、教員が現場に駆けつけるとともに、119番通報を行っております。

その後、救急車が到着し、当該生徒を県立医科大学附属病院に搬送しております。集中治療室での治療が行われておりましたが、12月18日午前7時10分、治療のいかなく当該生徒がお亡くなりになりました。

諸調査の結果や当該生徒の保護者の話から、当該生徒がいじめに遭っていたという事実は出てきておりません。また、警察においては、当該生徒のスマートフォン

の記録等を確認されたようですが、事件性はないと判断されているようです。これらの状況を鑑み、原因は個人的な事情によるものと考えられております。

なお、原因については、当該生徒の尊厳やご遺族や周りの生徒たちの心情を鑑み、これ以上の追及はしてございません。

また、2点目の市の施設において事故が起こった点ですが、もちろん岩出市の施設で発生した事故であるということは重く受けとめております。今後、このような痛ましい事故が発生しないよう、学校、家庭、市教育委員会、関係機関等がより連携を強固にし、安全対策に取り組んでまいります。

次に、第3点、第二中学校の対応と対策ですが、事故発生後、体育館で全校集会を開き、学校長から生徒たちに、転落事故があったこと、命の大切さについて、冷静に行動すること、間違った情報や想像で話をしないこと等について指導を行いました。その後、各教室でホームルームを行い、各担任からも同様の指導を行いました。また、県教育委員会から、スクールカウンセラー2名、臨床心理士1名が派遣されるとともに、12月25日までカウンセリング体制を構築してきました。翌日の12月12日、土曜日ですけれども、体育館で保護者会を開催し、210世帯約300名の保護者が出席し、学校長から事故の概要と今後の学校の体制等の説明の後、県教育相談室長から生徒の心のケアについての説明がありました。

また、今回の事故を契機に、学校では相談シートやSOSキャッチシートを作成し、これらを活用しながら、これまで以上に生徒の心に寄り添い、生徒の小さな変化を見逃すことなく、適切な指導が行えるよう努めております。

次に、4点目の賠償に関してですが、今回の事故は、性質上賠償は考えておりません。しかし、学校施設内で発生した事故ということで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に基づいた死亡見舞金の給付請求を進めているところであります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の第二中学校における事故についてであります。私は違和感を感じたのは、当初、教育長がプレスに発表されました事件で、転落をしたという表現が使われました。転落というのは、故意にその本人が誤って落ちた場合を転落というのであって、今回の場合は、状況判断しますと、みずからそこに飛びおりて、自分の命を絶ったということですので、転落という表現がふさわしくないというふうに、私はその点について指摘をしておきたいと思っております。

この事件に関連して、私宛てにメールが届きました。ある学校に通っている生徒の皆さんですが、ちょっと読み上げたいと思います。

私は早く原因を突きとめてほしいと思います。学校側がいじめはないと言っていますが、何もない人間が自殺を図るとは思えません。私の娘も同じ学校の同じ学年です。ことしの5月から友達関係・人間関係で仲間外れにされ、不登校になっております。もう7カ月がたちますが、学校も教育委員会も何もしてくれません。たった1人の子がした行動で、たくさんの子を巻き込む今、ひとり耐えている娘、日々、孤独と闘っております。学校には行かせたいけど、こんな白状な先生やうそで固められた学校には安心して預ける勇気がありません。恐ろしい。下の子も、再来年、中学生、今から不安です。一日も早く安心できる学校、安心して通える環境を望みます。今回の事件も学校からは何も連絡ありません。学校に通っていない家庭は関係ないのでしょね。ますます不信感が増してきました。岩出市、何かにおいて残念な市です。長々と済みません。

時間的には、3カ月経過しておりますので、若干変わってきておると思いますが、そこで、私は、自殺におけるサインが学校内で事前にキャッチできるようなシステムづくり、危機管理マニュアル等が確立されているのか。文科省あたりでは、具体的対策として打ち出しておりますが、岩出市において、危機管理マニュアルについて整備をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

私からの説明については、みずからが柵を越えて転落した事故であるというふうな説明をさせていただいたということでございます。

2点目の件につきまして、学校では、対応マニュアル等を完備しているのかということではありますが、この点につきましては、各学校の年度当初に作成する要覧等について、危機対応のマニュアル、万が一の対応等について書かれておりますし、今回の件につきましても、第二中のほうでは、そのマニュアル等にのっとり、そして市及び県教育委員会、関係機関ともよく連絡をとりながら、学校が一丸となって対応いただいたものというふうに考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1点だけ言うておきますと、教育長は、12月14日、この第二中学校で発

生した転落事故についてということで、この議会で報告されているわけですね。だから、今言われたことと若干違うんではないかということ指摘しておきたいと思います。

それから、スポーツ保険で何らかの補償をするということですが、これは上限幾らなのか、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問について、お答えします。

先ほども述べたように、みずから柵を越えて転落した事故として、私は述べたつもりでございます。

それから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの件につきましては、現在、請求を行っているところでありますので、今後、調査等がございますけれども、詳しいところは、今のところわかってございません。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、プール事故死についてであります。

昨年の8月27日、市民堀口プールで5歳児の児童が溺れて、その後、7カ月近くが経過をしております。損害賠償金については1,200万ということでありましたが、示談に入って、正式に示談をしているのかどうか。賠償金を支払ったからといって終わったわけではありません。それは、遺族との間での解決であり、今後、いかにして二度と起こさないようにすることが、市行政には求められているものであります。この間、この問題について、事故の詳細な分析はいまだに公開されておられません。

そこで、2点についてお聞きをしたいと思います。

今現在、各委員会等々でどのような議論がなされ、集約されているのか。また、具体的危機管理マニュアルが既にできているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、この死亡事故に当たって、岩出市のとるべき方針、今後の方針をあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の7番目、プール事故死について、一括してお答えいたします。

まず、事故の詳細な分析はできているのかについてですが、平成27年第4回岩出市議会定例会でお答えしたとおり、この事故が起こった直接な原因として、監視員は、本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや大プールに入った瞬間を見ていなかったということであります。これらについては、監視員等に対する教育や訓練が不十分であったと考えております。

こういった反省点を踏まえ、今後の方針としまして、それらを新たな安全管理マニュアルに反映しており、マニュアルに記載した事項は確実に実行し、事故の再発防止に努めてまいります。安全管理マニュアルはできてございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問7番目の2点目の質問について、お答えをいたします。

今回の事故は、市の施設で起こった死亡事故であること及び本児が市の園児であるということを強く受けとめ、ご遺族の気持ちに寄り添い、誠意を持って話し合いで解決するよう、教育委員会に対し指示してまいりました。

その話し合いの中で、ご遺族の一番のご要望は、事故の再発防止であるという報告を受けています。今後、多くの市民の方に安全にプールを利用していただくため、安全管理マニュアルの見直しや、平成28年度では、プールの安全対策の工事を行い、監視員の質の向上、施設の安全性の確保に努めてまいります。

なお、平成28年度の市民プールの運営につきましては、教育委員会全体でも難しい場合は、全庁体制で取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長並びに市長のほうからご答弁をいただきました。私は、この事故防止に対して、もっと具体的に詳細にやられたのかなということでは思っていますが、教育長も教育委員会の委員長も同席されておりますのでお聞きしたいんですが、教育委員会の議事録を取り寄せて見ました。それから、総合教育会議、この中身も取り寄せて議事録を拝見をすることにしました。

しかし、この事故のことについて、教育委員会で議事録の中に一言も載っていないんですね。教育委員会で議論をされて、まとめられたのか、甚だ疑問に思わざるを得ません。どの機関で、どういうところで具体的にやっていたのか、それをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

報告とか記録等につきましては、再発防止に向けて、新しい安全マニュアルを作成するという点において、まとめてございます。

この報告書というのは、公表等につきましては、最終集約として、ご遺族との示談が成立した後というふうなことで公表を考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。